島根原子力発雷所における不適切事案に関する立入調査の実施について

平成 1 9 年 4 月 1 6 日 島根県総務部消防防災課 松江市総務部防災安全課

平成19年3月30日及び4月10日に中国電力㈱から報告を受けた、島根原子力発電所に関する不適切事案について、安全協定第11条に基づく立入検査を島根県と松江市が合同で下記のとおり実施する。

記

- 1.調査日程及び場所について
 - (日 時) 平成19年4月17日(火)13時30分 ~ 18日(水)17時00分 (場 所) 中国電力㈱島根原子力発電所
- 2.調査方法及び内容について 中国電力㈱から以下の事項について、帳票、データ等の提示を求め事実関係を確認す るとともに、現場確認を実施する。
- (1)中国電力㈱が実施した点検内容
- (2)個別の不適切事案
- 3.調 査員
 - (島根県)総務部次長(危機管理担当)、消防防災課長、原子力安全対策室職員及び保健 環境科学研究所原子力環境センター職員
 - (松江市)総務部長、原子力専門監及び原子力安全対策室職員
- 4.その他
 - (1)<u>調査の冒頭は、公開とします。</u> (頭撮り後、1階ロビーで質疑応答の時間を設定します)

【取材申込み】

<u>別添申し込み書に必要事項を記入のうえ、4月17日(火)10時までに、中国</u> 電力㈱島根原子力発電所広報課(82-9093、Fax 82-3514)へお申し込みください。

- (2) 18日の調査終了後、島根県、松江市合同で、コメントを発表する予定です。
- (3)調査結果については、調査終了後1週間後を目途に公表する予定です。

資料提供

島根県総務部消防防災課原子力安全対策室担当者 川津 充夫 電話22-5610

松江市総務部防災安全課原子力安全対策室担当者 多久和 正司 電話 2 2 - 5 6 1 6